

第1章 計画の基本的事項

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球の大気中には温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがあり、地球の平均気温を生物が生存するのに適した 15℃という温暖な状態が保たれるために大きな役割を果たしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 18℃になってしまい、現在のよように生物が生存するどころか、氷の世界になってしまうといわれています。

このように重要な役割を果たしている温室効果ガスですが、18 世紀後半頃から、産業の発展に伴い、人類は石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料を大量に採掘して消費するようになり、温室効果ガスの中でも地球温暖化に最も影響を及ぼしている二酸化炭素の大気中の濃度が急激に増加してきています。大気中の二酸化炭素濃度は、200 年前と比べ 30%以上増加しているといわれています。また、二酸化炭素の吸収源である森林が伐採されて、土地が開発されていることも、二酸化炭素の増加に影響を及ぼしています。

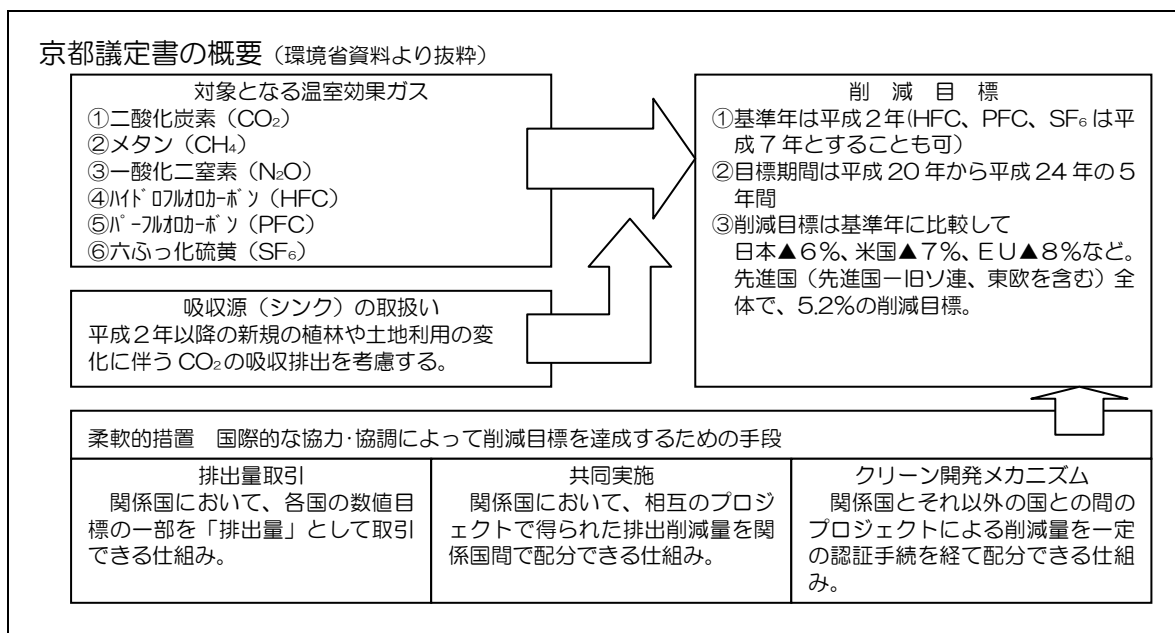
このまま人類が大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルを見直さなければ、更に二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇してしまいます。既に 20 世紀中の地球の平均気温は、100 年間で 0.6℃上昇しましたが、このまま推移すると、平均気温は、21 世紀末までに平成 2 年（1990 年）と比較して 1.4℃～5.8℃上昇すると予測されています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症

の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されています。

(2) 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成4年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年に条約が発効しました。また、これを受けて、締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。平成9年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。



この中で、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年から平成24年」の第1約束期間に、平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化防止京都会議の成果を踏まえ、今日の段階から

の地球温暖化対策の取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針の策定など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。地球温暖化対策に関する基本方針は、平成11年4月9日に閣議決定され、国、地方公共団体、事業者及び国民の取組の基本的事項が明らかにされたほか、地方自治体の事務、事業に関する実行計画の内容についても定められました。その後、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引継ぐ京都議定書目標達成計画が平成17年4月28日に閣議決定されました。

その後、平成21年にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15では、我が国の温室効果ガス排出量について、中期目標として、平成32年(2020年)までに、平成2年レベルから25%の削減をすることを表明し、平成22年3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案では、長期目標として、平成62年(2050年)までに平成2年レベルで80%削減する目標を定めています。

なお、平成23年に南アフリカのダーバンで開催されたCOP17の議論では、平成32年(2020年)に米国や中国など全ての国が参加する新たな枠組みを発効させる工程表を採択し、平成24年で期限を迎える京都議定書の削減義務期間を延長することが決定(京都議定書第2約束期間)されました。ただし、日本は京都議定書第2約束期間には参加せず、具体的な数値目標等はないものの、自主的な対策を実施することになりました。

(COPとはconference of partiesの略で締約国会議のことをいい、後の数字は開催回数を示しています。)

※ 環境省資料参考

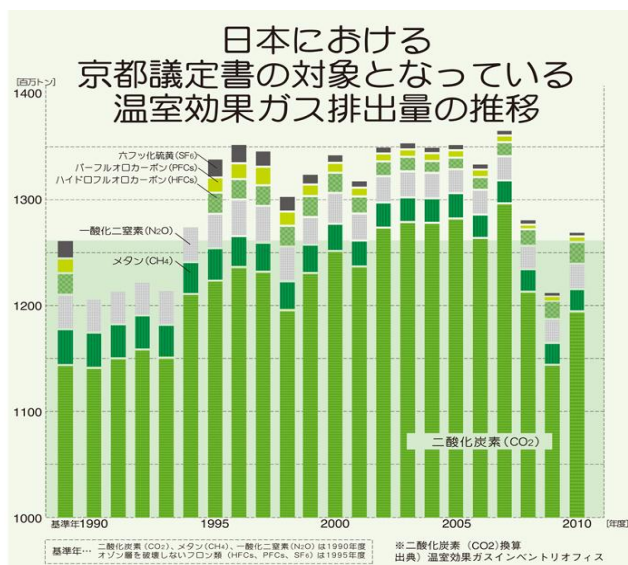
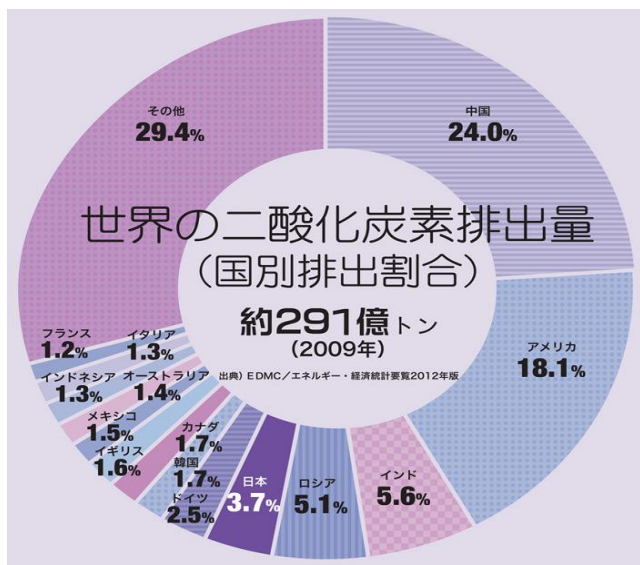
(3) 日本の温室効果ガスの排出状況

日本の平成 21 年度の温室効果ガス排出量は、12 億 900 万トンでした。前年度比で 5.6%の減少、京都議定書の基準年（平成 2 年）比では、4.1%の減少となっています。

ただし、平成 22 年度は、12 億 5,800 万トンで前年度比 4.2%の増加、京都議定書の基準年（平成 2 年）比では、0.4%の減少となっています。これは、平成 20 年に発生したリーマンショックからの回復に伴う産業部門からの排出量が増えたことなどによるものです。

さらに、平成 24 年度以降は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を起因とする電力供給体制の先行きが不透明で、火力発電等に依存する状態が長引けば二酸化炭素排出量の増加は避けられないと想定されます。

温室効果ガスの割合のうち 9 割を超える二酸化炭素の平成 22 年度の排出量は、11 億 9,200 万トン（平成 2 年比 4.2%増）でした。部門別では、産業（工場等）部門が 4 億 2,200 万トン（同 12.5%減）、次いで運輸（自動車、船舶等）部門が 2 億 3,200 万トン（同 6.7%増）、民生（業務）部門が 2 億 1,700 万トン（同 31.9%増）、民生（家庭）部門が 1 億 7,200 万トン（同 34.8%増）などの順となっています。全体の中では、民生部門の伸び率が突出して高くなっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

2 実行計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条第1項では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとするのが規定されました。

また、同法第20条の3の規定により、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、同条第8項の規定により、都道府県及び市町村は、当該計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、さらに、同条第10項の規定により、当該計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならないとされています。

東京都においては、同条の規定により、平成13年3月に「地球を守る都庁プラン」を策定し、その後も新たな地球温暖化対策実行計画の策定を行い、都庁内の照明の見直し、空調設備の使用台数の制限、再生可能エネルギー機器の導入等により温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでおり、平成21年には、温室効果ガス排出量について、平成16年比で9.6%の削減をしています。

また、大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を施行し、都内の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

一方、本市においては、平成19年3月に「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（以下「第一次計画」という。）」を策定し、環境に配慮した製品や低公害車の積極的購入や庁内の照明のLED化等の取組を行い、温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいますが、今後も引き続き取組が必要です。なお、第一次計画の達成状況については、10ページで紹介しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

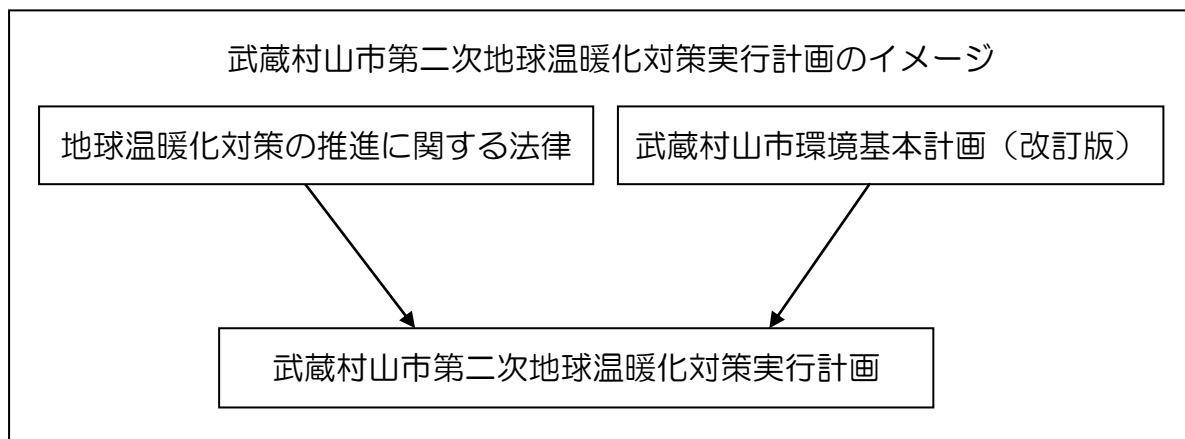
8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の位置付け

本市においては、平成 24 年度に見直しを行った武蔵村山市環境基本計画（改訂版）において、本市の地域特性として象徴的な事項、社会的な背景などから早急に解決すべき事項などを5つの「重点的取組」として掲げています。その1つに「地球温暖化の防止」があります。

「武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化に対する職員の意識の高揚を図り、本市の事務・事業における地球温暖化防止対策をより一層進めていくために策定するものです。



4 計画期間

本計画の期間は、平成 24 年度を初年度として平成 28 年度までの 5 年間とします。ただし、本計画の実施・進捗状況、また、法改正や技術的進歩といった社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

なお、本計画の実施に当たっては、平成 22 年 3 月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案において、国の温室効果ガス排出量の削減目標が、京都議定書の削減目標と比較して、より厳しくなっていることを考慮し、現在、市が把握している年度ごとの温室効果ガス排出量の中で、最も排出量が少なかった平成 22 年度の温室効果ガスの総排出量を基準とします。

5 対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された次表の6分類のうち、本市において発生原因となる事務・事業のないパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）を除く4物質とします。

ガス種類	主な発生源
①二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、温室効果ガス全体の9割以上を占めています。 本市では燃料や電気の消費に伴い発生しています。
②メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占めています。 本市では公用車の走行に伴い発生しています。
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めますが、工業プロセスや農業からの排出もあります。 本市では公用車の走行に伴い発生しています。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されています。 本市ではエアコン搭載の公用車から発生しています。
※パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されています。 ※本市の事務・事業からは発生していません。
※六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されています。 ※本市の事務・事業からは発生していません。

6 計画の対象範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律及び京都議定書目標達成計画に基づき、本計画においては、本市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とします。

また、道路・公園等の照明灯及び防災行政無線・消防車・防犯パトロール車・工事用重機類等については、防犯・防災面等から削減することが困難であるため対象外とします。また、委託等により実施する事務・事業は原則として対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

平成24年4月1日現在

組 織 名		主 な 対 象 施 設
企画財務部	秘書広報課 企画政策課 財政課	庁舎、市営住宅
総務部	総務契約課 文書情報課 職員課 防災安全課	庁舎、消防分団車庫、災害対策用備蓄倉庫等
市民部	市民課 保険年金課 課税課 収納課	庁舎及び緑が丘出張所
生活環境部	協働推進課 産業観光課 環境課 下水道課	庁舎
健康福祉部	地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課 健康推進課	庁舎、福祉会館、老人福祉館、市民総合センター、若草集会所、保育園、児童館、学童クラブ、保健相談センター等
都市整備部	都市計画課 区画整理課 多摩都市モノレール推進担当 道路公園課 施設課	庁舎、公園、児童遊園、運動広場等
会計課		庁舎
議会事務局		庁舎
教育委員会 教育部	教育総務課 教育指導課 教育政策課 学校給食課 生涯学習スポーツ課 (国体推進室) 図書館	庁舎、小・中学校、給食センター、市民会館、地区会館、公民館、集会所(若草集会所を除く。)、歴史民俗資料館、総合体育館、運動場、プール、図書館等
選挙管理委員会事務局		庁舎
監査事務局		庁舎
農業委員会事務局		庁舎

※国体推進室については平成25年度までの臨時組織となります。

第2章 計画の目標

1 第一次計画の達成状況

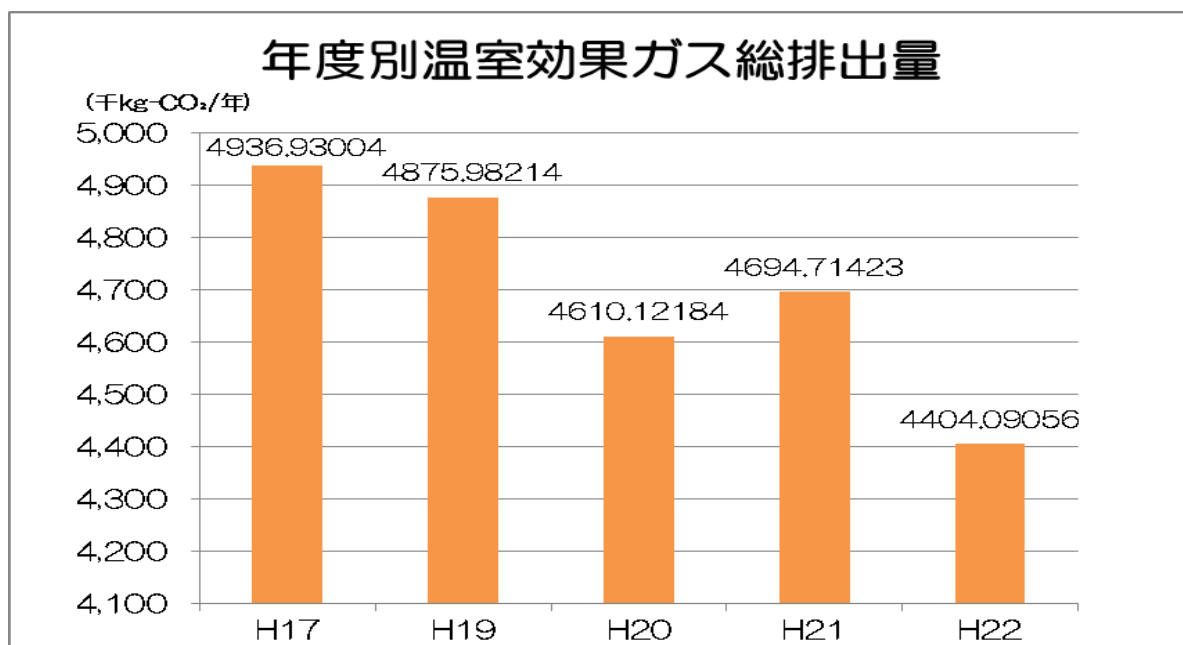
(1) 温室効果ガス総排出量

平成17年度を基準年度とした第一次計画の達成状況は次のとおりです。

第一次計画では、温室効果ガスの排出量について、平成17年度と比較し、6%以上の削減を目標としており、平成22年度の温室効果ガス排出量については、基準年度と比べ、10.79%の削減をすることができました。なお、各年度の温室効果ガス排出量は、第一次計画で定めた温室効果ガス排出係数を使用して算出しています。

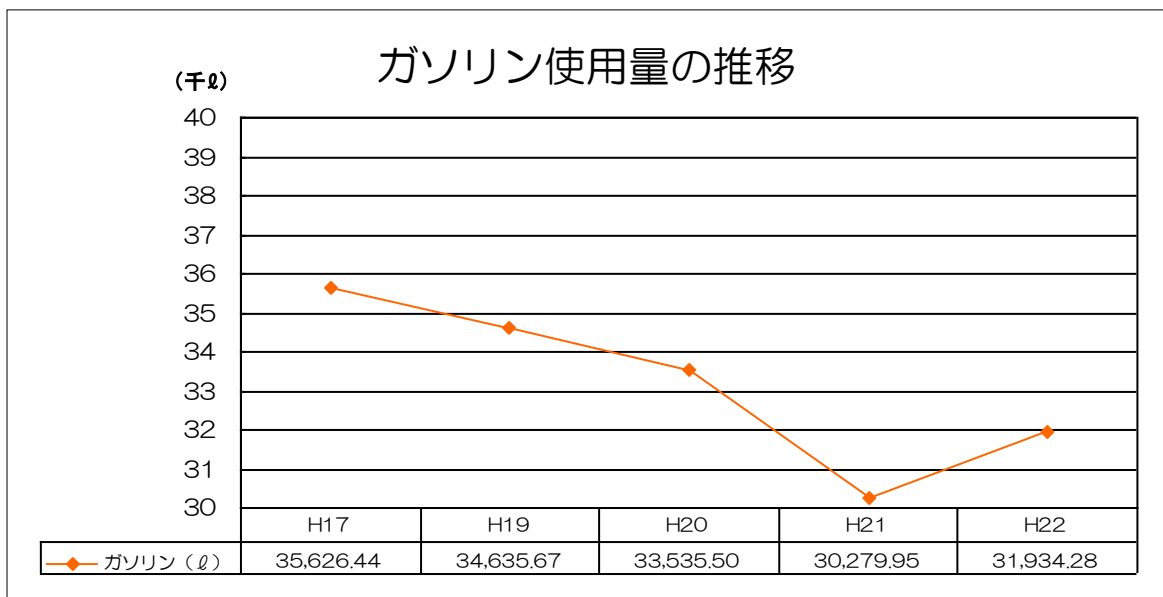
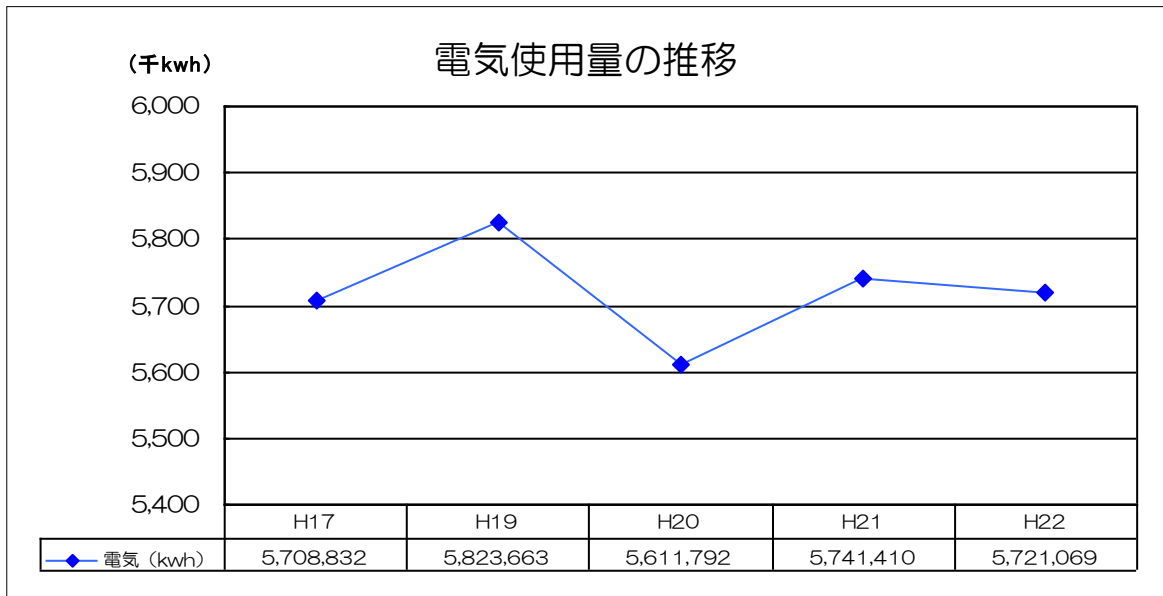
《年度別温室効果ガス総排出量》（単位 kg-CO₂/年）

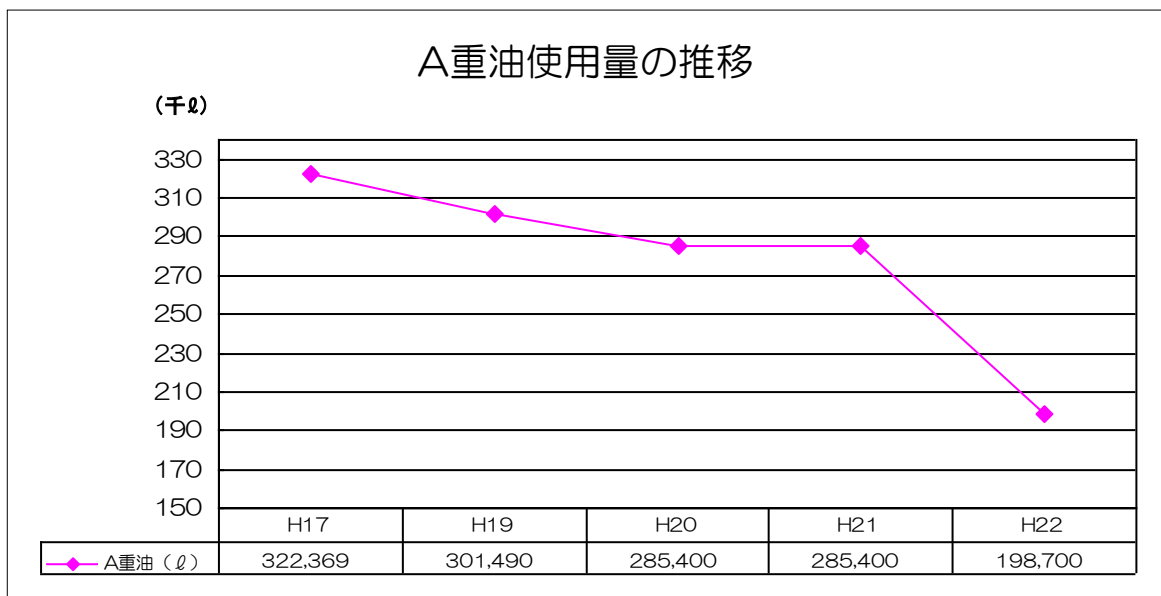
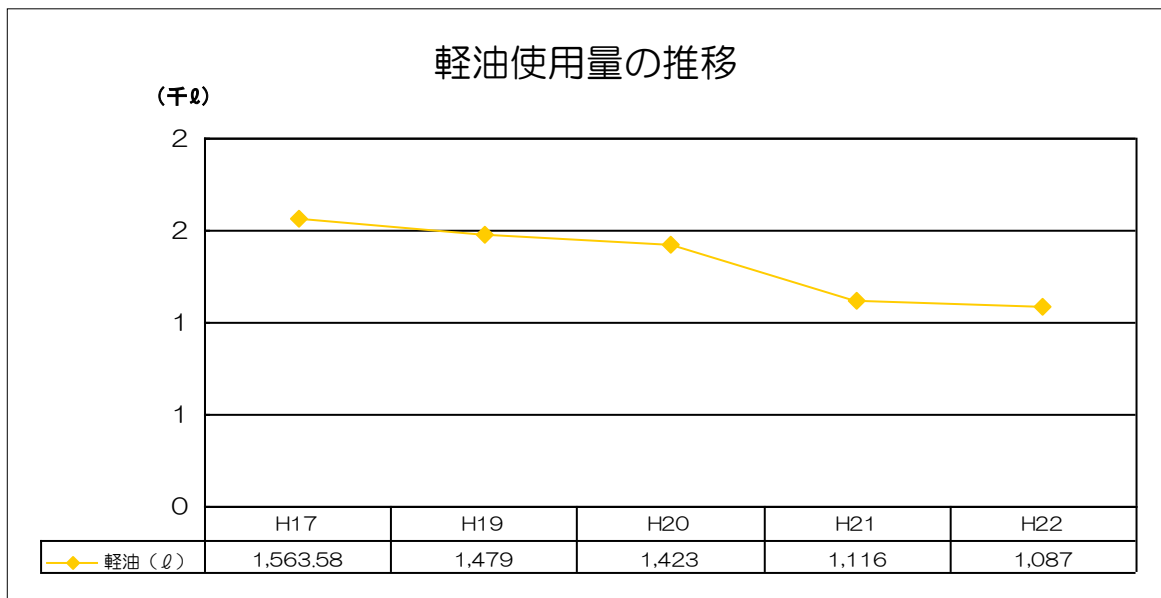
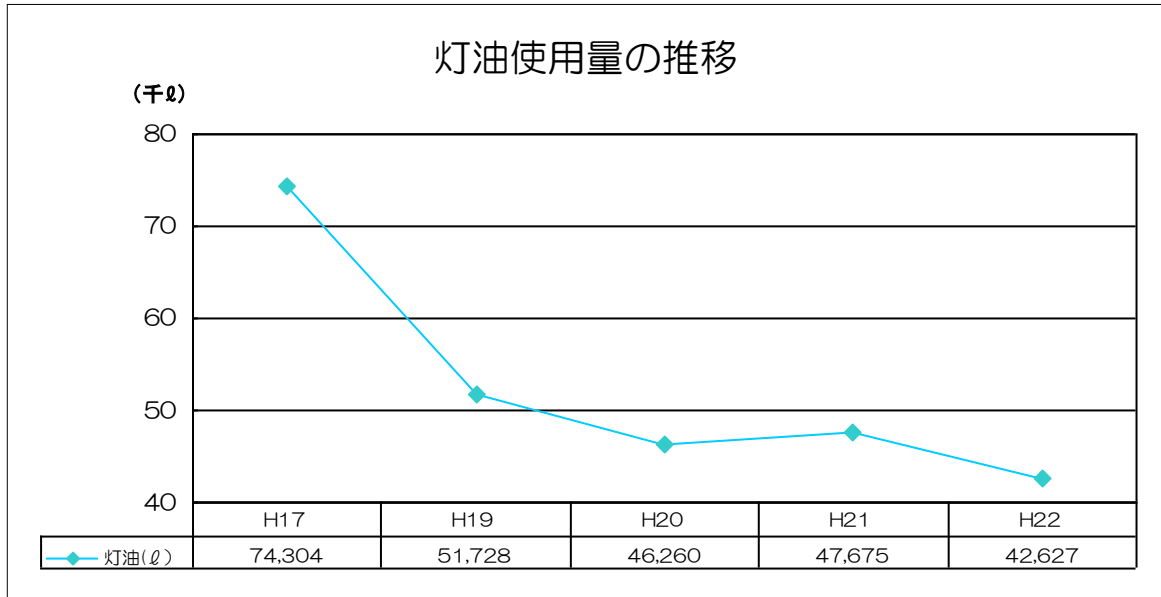
対象年度	温室効果ガス総排出量	削減率 (%)
平成17年度（基準年度）	4,936,930.04	-
平成19年度（第1年度）	4,875,982.14	1.23
平成20年度（第2年度）	4,610,121.84	6.62
平成21年度（第3年度）	4,694,714.23	4.91
平成22年度（第4年度）	4,404,090.56	10.79

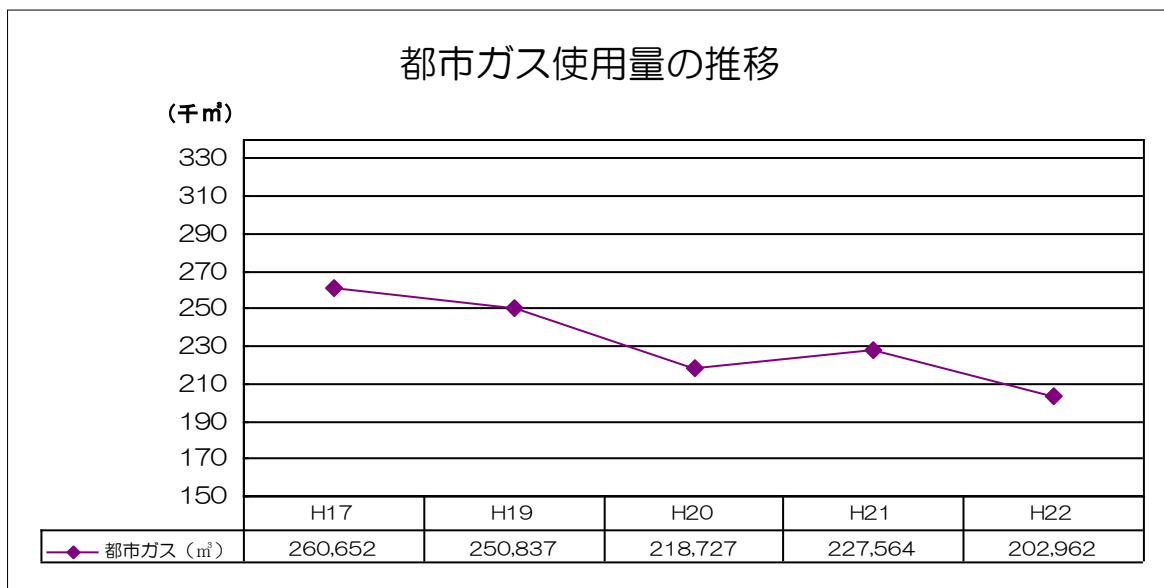
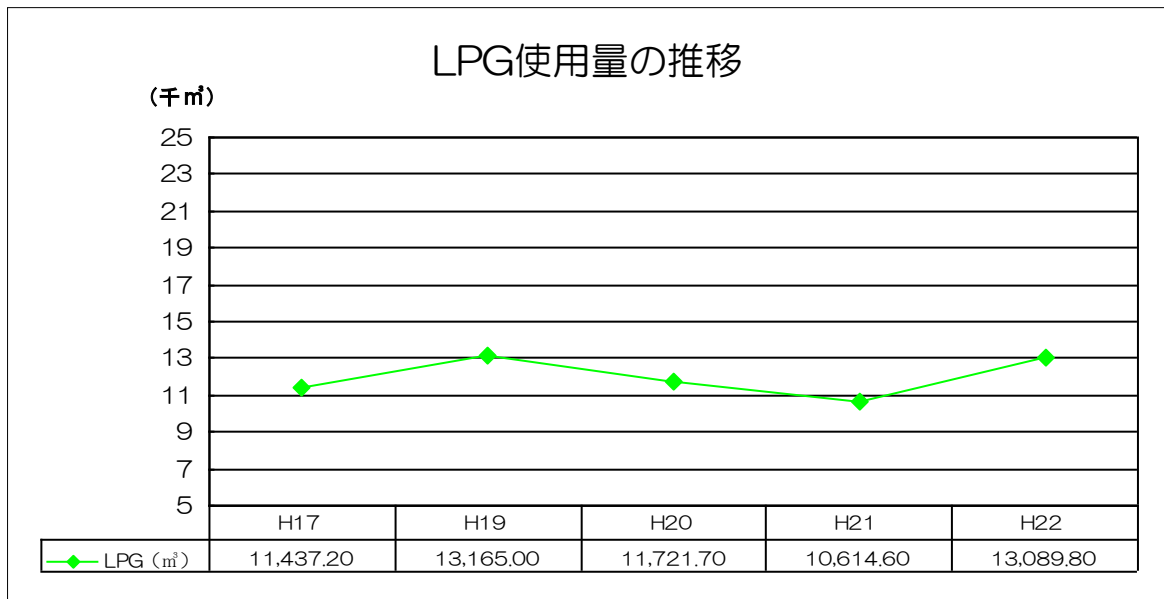


(2) エネルギー使用量

エネルギー種類ごとの使用量の推移は次のとおりです。







(3) 第一次計画の取組内容調査結果

市の各課を対象に地球温暖化に対する職員の行動・意識調査を平成19年度から平成22年度にかけて行ってあり、その結果は次のとおりです。

ア 購入等に当たっての配慮すべき事項

項 目	実行率 (%)				
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均
1 用紙類					
①古紙配合率の高い用紙とすること。	82.6	95.5	95.5	95.5	92.3
②白色度の低い製品とすること。	73.9	85.0	95.0	95.0	87.2
③印刷物発注の際は古紙配合率の高い用紙とすること。	80.8	88.5	91.7	91.7	88.2
④トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。	100.0	94.1	94.1	94.1	95.6
2 電気製品					
①エネルギー消費効率の高い製品とすること。	90.5	85.7	84.6	84.6	86.4
②適正規模の機器とすること。	89.5	94.7	100.0	100.0	96.1
③エネルギー消費の少ない自動販売機とすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3 公用車					
①低公害車・低燃費車とすること。	63.6	54.5	40.0	40.0	49.5
4 文具・事務機器等					
①ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。	100.0	94.9	100.0	100.0	98.7
②ボールペン等は詰め替えや補充等ができる製品とすること。	87.5	91.7	92.3	92.3	91.0
③再生しにくいコーティング紙等を控えること。	92.9	92.3	100.0	100.0	96.3
④間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。	68.4	70.0	61.1	61.1	65.2
⑤廃プラスチックから作られた製品とすること。	70.8	73.9	68.2	68.2	70.3
⑥その他紙以外の再生された製品とすること。	57.9	76.0	66.7	66.7	66.8
5 容器・包装材					

①簡易包装された製品とすること。	81.8	71.4	90.9	90.9	83.8
②詰め替え可能な製品とすること。	96.4	88.9	95.0	95.0	93.8
③リターナブル容器の製品とすること。	69.2	76.9	90.0	90.0	81.5
④リサイクルの仕組みが確立している包装材とすること。	73.3	81.3	87.5	87.5	82.4
6 その他					
①環境ラベリング製品とすること。	64.0	71.4	75.0	75.0	71.4
②グリーン購入を推進すること。	74.1	74.1	90.3	90.3	82.2

イ 使用に当たっての配慮すべき事項

項 目	実行率 (%)				
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均
1 用紙類					
①両面コピー・両面印刷すること。	95.1	95.1	100.0	100.0	97.6
②使用済み用紙・使用済み封筒を再利用すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。	100.0	90.2	100.0	100.0	97.6
④文書は可能な限り回覧すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。	97.6	97.6	100.0	100.0	98.8
2 水					
①水道水圧を調整すること。	63.2	57.9	58.8	58.8	59.7
②日常的な節水をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③水漏れ点検をすること。	77.8	87.5	87.5	87.5	85.1
④バケツ利用等により公用車の洗車方法を改善すること。	66.7	86.7	83.3	83.3	80.0
⑤トイレに流水音発生器を設置すること。	50.0	57.9	61.1	61.1	57.5
3 エネルギー（電気・燃料）					
①始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。	97.6	100.0	100.0	100.0	99.4
②トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。	97.3	91.9	97.3	97.3	96.0
③ノー残業デーを徹底すること。	92.7	87.5	97.4	97.4	93.8

④OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。	90.2	87.8	87.8	87.8	88.4
⑤省エネ・節電モードを活用すること。	100.0	91.4	100.0	100.0	97.9
⑥冷暖房温度の適正運転（夏28℃・冬20℃）をすること。	83.3	90.0	100.0	100.0	93.3
⑦ブラインドやカーテンを活用し、冷暖房効率を高めること。	100.0	97.5	97.6	97.6	98.2
⑧冷暖房時の窓や出入口の開放禁止をすること。	90.0	97.1	100.0	100.0	96.8
⑨エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。	97.0	96.8	96.8	93.7	96.1
⑩自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。	80.0	75.9	81.8	81.8	79.9
⑪自動販売機の省エネ対策をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑫自動販売機の設置台数を見直すこと。	33.3	100.0	100.0	100.0	83.3
⑬クールビズ、ウォームビズ等の省エネルギーの服装に心がけること。	97.4	100.0	95.0	100.0	98.1
4 公用車					
①アイドリングストップを徹底すること。	100.0	91.7	78.4	78.4	87.1
②急発進・急加速をしないこと。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。	100.0	92.6	92.0	92.0	94.2
④不要な荷物等は積載しないこと。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤過度なエアコンの使用をしないこと。	100.0	100.0	94.4	94.4	97.2
⑥低公害車を優先的に利用すること。	60.0	68.4	54.5	60.0	60.7
⑦公用車の台数の見直しを検討すること。	40.0	16.7	25.0	40.0	30.4
⑧公用車の使用抑制日の設定を検討すること。	40.0	17.6	21.1	40.0	29.7
⑨公共交通機関を優先的に利用すること。	74.2	64.5	71.1	74.2	71.0
⑩相乗りの励行をすること。	89.7	85.7	91.9	89.7	89.3

ウ 廃棄に当たっての配慮すべき事項

項 目	実行率 (%)				
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均
1 資源化、リサイクル					
①ごみの分別を徹底し、資源化すること。	100.0	97.6	100.0	100.0	99.4
②物品を大切に使い、修理等により長期使用すること。	100.0	100.0	100.0	97.6	99.4
③シュレッダーくずを再利用すること。	100.0	100.0	58.8	52.9	77.9
④生ごみは、しっかりと水分を切ってから出すこと。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤プリンターのトナーカートリッジの回収要請をすること。	97.1	97.1	97.2	97.2	97.2
2 その他					
①フロンガス使用製品を適正に処理すること。	100.0	100.0	92.9	92.9	96.5

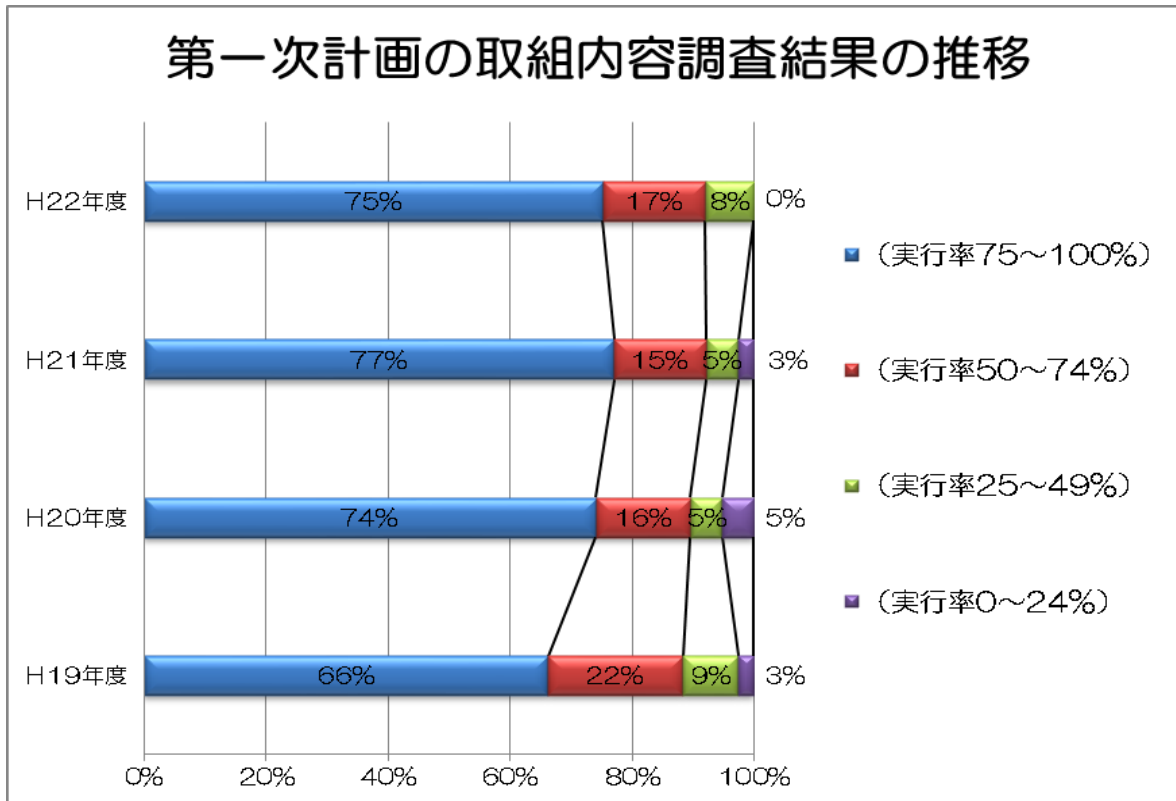
エ 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

項 目	実行率 (%)				
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均
1 緑化等					
①公共施設における屋上や壁面の緑化をすること。	10.0	10.0	62.5	62.5	36.3
②都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③公共・公益施設における緑化をすること。	50.0	57.1	100.0	100.0	76.8
④歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤街路樹を適正に整備すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥既存公園を適切に維持管理すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑦保存樹木、保存樹林を保全すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑧狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 省エネルギー					

①新規施設には、省エネルギー型の照明、空調機器を導入すること。	75.0	83.3	80.0	80.0	79.6
②太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。	16.7	18.8	33.3	33.3	25.5
③節水器具を導入すること。	35.3	46.2	53.8	53.8	47.3
④照明器具等電気器具の更新の際は、省エネルギー型に転換すること。	83.3	84.6	94.1	94.1	89.0
3 水利用の合理化					
①雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。	27.3	30.0	50.0	50.0	39.3
②雨水の地下浸透(透水性舗装、浸透枡等)をさせること。	57.1	81.8	88.9	88.9	79.2

オ その他の配慮すべき事項

項 目	実行率 (%)				
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均
1 職員の啓発					
①環境に関する研修、講演会に積極的に参加すること。	35.5	38.7	36.7	35.5	36.6
②環境に関する情報を職員に提供すること。	52.9	82.8	82.1	52.9	67.7
③環境配慮に関する職員のアイデアを募集すること。	26.3	34.8	24.0	26.3	27.9
2 環境情報の活用					
①公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。	50.0	58.6	63.3	50.0	55.5



2 温室効果ガスの算定方法

(1) 排出係数

温室効果ガスの排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に規定する方法により行います。排出係数は、次の表のとおりです。

活動の区分			排出係数	
温室効果ガス	号	内容	値	単位
二酸化炭素 (CO ₂)	1号イ	燃料の使用に伴う排出		
		ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
		灯油	2.49	
		軽油	2.59	
		A重油	2.71	
		液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /N m ³	
1号ロ	他人から供給された電気の使用に伴う排出	0.374	kg-CO ₂ /kWh	
メタン (CH ₄)	2号ニ	自動車の走行に伴う排出		
		ガソリン/普通・小型乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
		ガソリン/軽乗用車	0.000010	
		ガソリン/小型貨物車	0.000015	
		ガソリン/軽貨物車	0.000011	
		ガソリン/特殊用途車	0.000035	
		ディーゼル/小型貨物車	0.0000076	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3号ホ	自動車の走行に伴う排出		
		ガソリン/普通・小型乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km
		ガソリン/軽乗用車	0.000022	
		ガソリン/小型貨物車	0.000026	
		ガソリン/軽貨物車	0.000022	
		ガソリン/特殊用途車	0.000035	
		ディーゼル/小型貨物車	0.000009	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4号イ	自動車用エアコンディショナーの使用時の排出	0.010	

※ 法施行令第3条排出係数一覧表より抜粋

軽油、都市ガス及びハイドロフルオロカーボンの排出係数については、法施行令の一部改正に伴い、第一次計画から数値を変更しています。

なお、電気の使用に伴う排出係数については、環境省のホームページで公表されている値を使用します。

(2) 地球温暖化係数

二酸化炭素の温暖化への影響を1とした場合、他の温室効果ガスの温暖化への影響が何倍であるかを比率として見積もったもので、温室効果ガスの種類ごとに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定されています。今回対象となる温室効果ガスの地球温暖化係数は、次の表のとおりです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300

(注)ハイドロフルオロカーボンには様々な種類があり、地球温暖化係数ではその中の一つである1・1・1・2-テトラフルオロエタンを示しています。

3 基準年度の温室効果ガス排出量

本計画では、基準年度を平成22年度としていますが、排出係数は20ページで示した数値を使用し、基準年度の温室効果ガス排出量を再算定します。

(1) 燃料等の使用に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

燃 料	単 位	使用量	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
ガソリン	ℓ	31,934.28	2.32	1	74,087.53
灯油	ℓ	42,627.00	2.49		106,141.23
軽油	ℓ	1,087.00	2.59		2,815.33
A重油	ℓ	198,700.00	2.71		538,477.00
液化石油ガス(LPG)	kg	27,157.41	3.00		81,472.23
都市ガス	m ³	202,962.00	2.23		452,605.26
電気使用量	kwh	5,721,069.00	0.374		2,139,679.81

(注) 液化石油ガス(LPG)については容積比を重量比に換算する必要があるため1 m³に対し2.0747kgを乗じています。
(日本LPガス協会より)

(2) 公用車の走行に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

車種 (台)		単位	走行距離	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車 (17)	km	92,473	0.000010	21	19.42
	軽乗用車 (5)	km	17,192	0.000010		3.61
	小型貨物車 (14)	km	49,244	0.000015		15.51
	軽貨物車 (32)	km	116,281	0.000011		26.86
	特殊用途車 (1)	km	2,703	0.000035		1.99
軽油	小型貨物車 (2)	km	5,434	0.0000076		0.87

(3) 公用車の走行に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

車種 (台)		単位	走行距離	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車 (17)	km	92,473	0.000029	310	831.33
	軽乗用車 (5)	km	17,192	0.000022		117.25
	小型貨物車 (14)	km	49,244	0.000026		396.91
	軽貨物車 (32)	km	116,281	0.000022		793.04
	特殊用途車 (1)	km	2,703	0.000035		29.33
軽油	小型貨物車 (2)	km	5,434	0.000009		15.16

(4) エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンからの温室効果ガス排出量

公用車台数	排出係数	温暖化係数	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂ /年)
71 台	0.010	1,300	923

(注) 公用車台数については、平成 22 年 3 月末現在の保有台数です。

4 温室効果ガスの排出削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、平成22年度を基準として、COP17の議論で、日本が京都議定書の第2約束期間には参加せず、自主的な対策を実施することになっている背景から、京都議定書の6%の削減目標を引き継ぎ、次のとおりとします。

平成22年度（2010年度）と比較し、

全項目において6%以上の削減を目標とします。

総排出量の削減目標(kg-CO ₂ /年)	
(基準年)	(目標年)
平成22年度	平成28年度
3,398,452.67	3,194,545

(注)目標年の温室効果ガス総排出量及び各エネルギー等の使用量については、小数点以下切り捨てています。

(注)公用車の保有台数の削減目標は掲げていませんが、全体の排出量として6%以上の削減を目標とします。

活動の種類	削減目標
ガソリン使用量	6%以上の削減をする。
灯油使用量	
軽油使用量	
A重油使用量	
液化石油ガス(LPG)使用量	
都市ガス使用量	
電気使用量	
公用車走行距離	
複写機用紙の使用量	
水道使用量	

(1) 燃料等の使用量の目標

燃 料	単 位	(基準年) 平成22年度	(目標年) 平成28年度
ガソリン	ℓ	31,934.28	30,018
灯油	ℓ	42,627.00	40,069
軽油	ℓ	1,087.00	1,021
A重油	ℓ	198,700.00	186,778
液化石油ガス (LPG)	m ³	13,089.80	12,304
都市ガス	m ³	202,962.00	190,784
電気使用量	kwh	5,721,069.00	5,377,804

(2) 公用車の走行距離の目標

車 種		単 位	(基準年) 平成22年度	(目標年) 平成28年度
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	92,473	86,924
	軽乗用車	km	17,192	16,160
	小型貨物車	km	49,244	46,289
	軽貨物車	km	116,281	109,304
	特殊用途車	km	2,703	2,540
軽油	小型貨物車	km	5,434	5,107

(3) 省資源の目標

種 類	単 位	(基準年) 平成22年度	(目標年) 平成28年度
複写機用紙の使用量	枚	11,754,580	11,049,305
水道使用量	m ³	106,782	100,375

(注) 複写機用紙の使用量は、使用量を把握していない組織については購入量で算出しています。

第3章 計画の取組内容

1 温室効果ガス排出抑制等のために配慮すべき事項

(1) 購入等に当たって配慮すべき事項

用紙類

- 古紙配合率の高い用紙とすること。
- 白色度の低い製品とすること。
- 印刷物発注の際は古紙配合率の高い用紙とすること。
- トイレットペーパー等は再生紙が使用されている製品とすること。

電気製品

- エネルギー消費効率の高い製品とすること。
- 適正規模の機器とすること。
- エネルギー消費の少ない自動販売機とすること。

公用車

- 低公害車、低燃費車とすること。

文具・事務機器等

- ノート、ファイル等は再生紙が使用されている製品とすること。
- ボールペン等は詰め替えや補充等が出来る製品とすること。
- 再生しにくいコーティング紙等を控えること。
- 間伐材、未利用繊維等から作られた製品とすること。

- 廃プラスチックから作られた製品とすること。
- その他紙以外の再生された製品とすること。

容器・包装材

- 簡易包装された製品とすること。
- 詰め替え可能な製品とすること。
- リターナブル容器の製品とすること。
- リサイクルの仕組みが確立している包装材とすること。

その他

- 環境ラベリング製品とすること。
- グリーン購入を推進すること。

(環境ラベリング商品とは、環境に配慮した製品であることを文言やマークで記したものです。)

(グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。)

(2) 使用に当たって配慮すべき事項

用紙類

- 両面コピー、両面印刷すること。
- 使用済み用紙、使用済み封筒を再利用すること。
- 電子掲示板やメールを活用し、ペーパーレスを推進すること。
- 文書は可能な限り回覧すること。
- 資料、印刷物等を作成するときは、ページ数や部数を必要最小限とすること。

水

- 水道水圧を調整すること。
- 日常的な節水をすること。
- 水漏れ点検をすること。
- バケツ利用等により公用車の洗車方法を改善すること。
- トイレに流水音発生器を設置すること。

エネルギー（電気・燃料）

- 始業前、昼休み、残業時は、不要な照明を消灯すること。
- トイレ等未使用時には、照明を消灯すること。
- ノー残業デーを徹底すること。
- OA機器を一定時間使用しないときには、電源を切ること。
- 省エネ・節電モードを活用すること。
- 冷暖房温度の適正運転（夏28℃・冬20℃）をすること。
- ブラインドやカーテンを活用し、冷暖房効率を高めること。
- 冷暖房時の窓や出入口の開放禁止をすること。
- エレベーターの使用を控え、階段を利用すること。
- 自然光を活用し、照明の利用を減らすこと。
- 自動販売機の省エネ対策をすること。
- 自動販売機の設置台数を見直すこと。
- クールビズ、ウォームビズ等の省エネルギーの服装に心がけること。

公用車

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●アイドリングストップを徹底すること。 ●急発進、急加速をしないこと。 ●タイヤの空気圧調整等の車両整備を適正に実施すること。 ●不要な荷物等は積載しないこと。 ●過度なエアコンの使用をしないこと。 ●低公害車を優先的に利用すること。 ●公用車の台数の見直しを検討すること。 ●公用車の使用抑制日の設定を検討すること。 ●公共交通機関を優先的に利用すること。 ●相乗りの励行をすること。 ●短距離の移動手段には自転車を利用すること。 |
|--|

(3) 廃棄に当たって配慮すべき事項

資源化、リサイクル

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●リデュース、リユース、リサイクルの優先順位に沿って廃棄物を減量すること。 ●シュレッダーくずを再利用すること。 ●生ゴミは、しっかりと水分を切ってから出すこと。 ●プリンターのトナーカートリッジの回収要請をすること。 |
|--|

その他

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●フロンガス使用製品を適正に処理すること。 |
|---|

(4) 設計・施工に当たっての配慮すべき事項

緑化等

- 公共施設における屋上や壁面の緑化をすること。
- 都市公園等の整備を通じ、緑化をすること。
- 公共・公益施設における緑化をすること。
- 歩行者・自転車道の整備を通じ、緑化をすること。
- 街路樹を適正に整備すること。
- 既存公園を適切に維持管理すること。
- 保存樹木、保存樹林を保全すること。
- 狭山丘陵や市街地における樹林地等を保全すること。

省エネルギー

- 新規施設には、省エネルギー機器を導入すること。
- 太陽光発電等の自然エネルギーを利用する設備を導入すること。
- 節水器具を導入すること。
- 照明器具等電気機器の更新の際は、省エネルギー型に転換すること。

水利用の合理化

- 雨水貯蔵施設を設置し、雨水利用すること。
- 雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透柵等）をさせること。

(5) その他の配慮すべき事項

職員の啓発

- 環境に関する研修、講演会に積極的に参加すること。
- 環境に関する情報を職員に提供すること。
- 環境配慮に関する職員のアイデアを募集すること。

環境情報の活用

- 公的機関や事業者自らが発信する製品への環境ラベル表示、製品カタログ、インターネットサイト等の情報を利用すること。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本市の各組織を本計画の実施組織として位置付け、各実施組織ごとに本計画の進行管理を行うことを基本とします。

また、庁内に「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画推進本部」を組織し、次に掲げる点検・評価を行っていきます。

2 点検・評価

毎年1回、環境課から各課に調査票を配布し、取組状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価します。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、本計画の見直しを行い、次年度に、より効果的な取組を図っていきます。総合的な点検・評価については、市民への報告及び意見交換を通じて、本計画に対する評価を受けると同時に、地球温暖化対策のための行政の取組に関して、各方面から広くアイデアを収集し、本計画の推進及び改善を行います。

3 公表

温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況及び施設単位の進捗状況について過去の実績値等との比較を行い、武蔵村山市ホームページ等を通じて情報を公表することとします。

【基礎資料】

【基礎資料】

組織別調査結果（平成22年度）		（注）平成22年4月現在の組織名。						
組織名	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)	電気 (kwh)	複写機用紙 (枚)	水道 (m ³)	
企画 財務部	秘書広報課	—	—	—	—	—	—	
	企画政策課	—	—	—	—	—	—	
	財政課	—	—	—	—	—	31	
	課税課	—	—	—	—	—	—	
	収納課	—	—	—	—	—	—	
総務部	総務契約課	—	—	—	68,415	929,174	—	
	文書情報課	—	—	—	—	5,436,500	—	
	職員課	—	—	—	—	—	—	
	防災安全課	—	—	24.0	—	17,910	—	
市民生活部	市民課	—	—	—	2,022	21,102	—	
	保険年金課	—	—	—	—	—	—	
	地域振興課	—	—	—	—	—	—	
	環境課	—	—	—	—	—	—	
健康福祉部	地域福祉課	—	18,300	313.5	—	225,844	—	
	高齢福祉課	—	—	—	—	—	—	
	障害福祉課	—	—	—	15,718	418,122	—	
	子育て支援課	2,764	—	3,152.9	384	131,041	—	
	生活福祉課	—	—	—	—	—	—	
	健康推進課	—	—	76	12,347	97,795	—	
都市整備部	都市計画課	—	—	—	—	—	—	
	区画整理課	—	—	—	—	1,192	—	
	道路公園課	—	—	—	—	—	6,305	
	施設課	—	—	—	—	—	—	
	下水道課	—	—	—	—	—	—	
会計課	—	—	—	—	—	—		
議会事務局	—	—	—	—	—	—		
教育部	教育総務課	39,643	87,500	8,292.5	2,221	1,778,362	6,318,080	
	教育指導課	—	—	—	—	—	—	
	学校給食課	220	79,000	1,005.0	—	272,469	—	
	生涯学習スポーツ課	—	7,000	225.9	101,783	1,799,376	—	
	図書館	—	6,900	—	72	28,682	—	
選挙管理委員会事務局	—	—	—	—	—	—		
監査事務局	—	—	—	—	—	—		
農業委員会事務局	—	—	—	—	—	—		
合計	42,627	198,700	13,089.80	202,962	5,721,069	11,754,580	106,782	

組織名	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	走行距離 (km)					
			普通・小型 乗用車	軽乗用車	小型貨物車	軽貨物車	特殊用途車	
企画 財務部	秘書広報課	860	—	7,306	2,967	—	—	—
	企画政策課	—	—	—	—	—	—	—
	財政課	—	—	—	—	—	—	—
	課税課	769	—	—	—	—	6,917	—
	収納課	296	—	—	—	—	2,754	—
総務部	総務契約課	11,565	—	63,670	12,077	15,841	11,130	—
	文書情報課	—	—	—	—	—	—	—
	職員課	—	—	—	—	—	—	—
	防災安全課	1,267	—	—	—	5,053	—	2,703
市民 生活部	市民課	182	—	—	—	—	2,223	—
	保険年金課	—	—	—	—	—	—	—
	地域振興課	—	—	—	—	—	—	—
	環境課	1,311	—	—	—	7,696	—	—
健康 福祉部	地域福祉課	185	—	—	—	—	1,961	—
	高齢福祉課	1,340	—	—	—	—	12,649	—
	障害福祉課	1,625	—	6,960	—	—	5,113	—
	子育て支援課	1,926	—	8,041	2,148	1,499	2,155	—
	生活福祉課	534	—	—	—	—	5,766	—
	健康推進課	744	—	—	—	—	6,359	—
都市 整備部	都市計画課	—	—	—	—	—	—	—
	区画整理課	—	—	—	—	—	—	—
	道路公園課	3,593	1,087	—	—	15,741	13,861	—
	施設課	930	—	—	—	—	14,805	—
	下水道課	606	—	—	—	840	4,235	—
会計課	—	—	—	—	—	—	—	
議会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
教育 部	教育総務課	233	—	—	—	—	2,242	—
	教育指導課	339	—	—	—	—	3,556	—
	学校給食課	836	—	—	—	2,935	4,606	—
	生涯学習スポーツ課	2,090	—	5,882	—	3,828	11,635	—
	図書館	703	—	614	—	1,245	4,314	—
選挙管理委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
監査事務局	—	—	—	—	—	—	—	
農業委員会事務局	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	31,934.28	1,087.00	92,473.00	17,192.00	54,678.00	116,281.00	2,703.00	

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会設置要綱

平成24年8月16日

訓令(乙)第138号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体実行計画（以下「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画」という。）を策定するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画の原案を策定し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員14人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 生活環境部長

(2) 委員 企画財務部企画政策課長、総務部総務契約課長、同部防災安全課長、市民部市民課出張所担当課長、生活環境部産業観光課長、健康福祉部地域福祉課長、同部障害福祉課長、同部子育て支援課長、同部健康推進課長、都市整備部道路公園課長、教育部教育総務課長、同部学校給食課長、同部生涯学習スポーツ課長及び同部図書館長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から施行する。